



上富田町告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の主たる事務所の所在地変更に係る届出があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年7月14日

上富田町長 奥田 誠



記

- 1 指定納付受託者の氏名又は名称及び変更後の住所又は主たる事務所の所在地
名称 株式会社トラストバンク
住所 東京都港区北青山二丁目14番4号
- 2 指定納付受託者が取扱うことのできる歳入等
ふるさと納税による寄付金
- 3 事務所の所在地を変更する日
令和8年7月21日

以上